

事務連絡
令和5年10月31日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知したのでお知らせします。

保医発 1031 第 1 号
令和 5 年 10 月 31 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（ 公 印 省 略 ）

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正について

今般、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成 20 年厚生労働省告示第 61 号。以下「材料価格基準」という。）が令和 5 年厚生労働省告示第 259 号をもって改正され、同告示第二条の改正規定が令和 5 年 11 月 1 日から適用することとされたところ、その概要は下記のとおりであるので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

1 特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成 20 年厚生労働省告示第 61 号）の一部改正について

「特定保険医療材料の保険償還価格算定の基準について」（令和 4 年 2 月 9 日付け保医発 0209 第 3 号）第 7 章第 1 節の規定に該当し、費用対効果評価が実施された品目について、その評価結果に基づき、別紙のとおり価格調整を行ったものであること。

なお、今回価格調整を行った品目については、機能区分の価格調整を行うものであるから、同一の機能区分に属する収載品についても当該価格が適用されることを念のため申し添える。

特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)(平成20年厚生労働省告示第61号)の一部改正
(令和5年11月1日より適用)

承認番号又は認証番号	販売名	製品名	製品コード	保険適用希望者	機能区分	現行償還価格 (円)	調整後償還価格 (円)
22900BZX00047000	Micra 経カテーテル ペーシングシステム	Micra AV	0763000544485	日本メトロニック株式会社	112 ペースメーカー (4)デュアルチャンパ(リード一体型)	¥1,170,000	¥1,070,000
30200BZX00193000	Expedium Verse Fenestrated Screw システム	別表1のとおり		ジョンソン・エンド・ジョンソン株式会社	064 脊椎固定用材料 (5)脊椎スクリュー(可動型) ②横穴付き	¥101,000	¥97,900
30400BZX00203000	VIPER PRIME Fenestrated Screw システム	別表2のとおり		ジョンソン・エンド・ジョンソン株式会社	064 脊椎固定用材料 (5)脊椎スクリュー(可動型) ②横穴付き	¥101,000	¥97,900

